

児童福祉法に基づく

可児市こども発達支援センターくれよん（指定児童発達支援）運営規程

（事業の目的）

第1条 可児市長（以下「市長」という。）が設置する可児市こども発達支援センターくれよん（以下、「センター」という。）において実施する指定通所支援の児童発達支援（以下、「指定児童発達支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定児童発達支援の円滑な運営管理を図るとともに、障がい児及び通所給付決定保護者（以下「保護者」という。）の意思及び人格を尊重し、障がい児及び通所決定保護の立場に立った適切な指定児童発達支援の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 センターは、発達に何らかの障がい又は遅れのある児童（以下、「利用児」という。）が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、当該利用児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものとする。

- 2 指定児童発達支援の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、保護者の所在する市町村、その他の指定通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 3 前二項のほか、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下、「法」という。）及び「岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（平成 24 年岐阜県条例第 82 号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定児童発達支援を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 指定児童発達支援の提供に当たっては、保護者の負担により、センターの職員以外の者による児童発達支援は行わないものとする。

（センターの名称等）

第4条 指定児童発達支援を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 可児市こども発達支援センターくれよん
- (2) 所在地 岐阜県可児市下恵土 28 番地 5

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 センターにおける職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定児童発達支援の実施に関し、センターの職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 児童発達支援管理責任者 1名（常勤職員）

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

- (ア) 適切な方法により、利用児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用児の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

- (イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、センターが提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用児の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の目標及びその達成時期、指定児童発達支援を提供するまでの留意事項等を記載した児童発達支援計画の原案を作成すること。
- (ウ) 児童発達支援計画の原案の内容を保護者に対して説明し、文章により保護者の同意を得た上で、作成した児童発達支援計画を記載した書面を保護者に交付すること。
- (エ) 児童発達支援計画作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（利用児についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて児童発達支援計画を変更すること。
- (オ) 利用申込者の利用に際し、指定児童発達支援事業所等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、センター以外におけるサービスの利用状況等を把握すること。
- (カ) 利用児の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討し、必要な支援を行うこと。
- (キ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 児童指導員 12名（常勤職員 5名、非常勤職員 7名）

（※うち、職員2名：相談支援専門員を兼ねる）

児童発達支援計画に基づき利用児に対し適切に支援等を行う。

(4) 指導員 3名（常勤職員 2名、非常勤職員 1名）

(5) 事務員 1名（常勤職員）

法令等において規定されている指定児童発達支援の実施に関し、事業所の運営・管理に関する業務、障害児通所給付費の請求に関する業務等を行う。

(6) 児童指導員（食事訓練担当） 1名（非常勤職員）

利用児の食事支援における食事形態加工・食事動作指導・主食準備・配膳及び片付け等。

（営業日及び営業時間等）

第6条 センターの営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日まで及び市長が特に必要と認めた日を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) サービス提供日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日まで及び市長が特に必要と認めた日を除く。

(4) サービス提供時間

サービス提供時間	① 9時00分～10時15分
	② 9時15分～12時45分
② は金のみ ⑤は月・木のみ	③ 10時30分～12時45分
	④ 14時00分～15時15分
	⑤ 15時30分～16時45分

2 前項の規定は、センターの営業日及び営業時間等以外にセンターがその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(利用定員)

第7条 センターの利用定員は次の表のとおりとする。

時間／曜日	月	火	水	木	金
9:00～10:15	35人	35人	35人	35人	28人
9:15～12:45	—	—	—	—	7人
10:30～12:45	40人	40人	40人	40人	33人
14:00～15:15	35人	35人	35人	35人	35人
15:30～16:45	16人	—	—	16人	—

(指定児童発達支援を提供する主たる対象者)

第8条 指定児童発達支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児のうち通所による支援が適当と認められる乳幼児

(指定児童発達支援の内容)

第9条 センターで行う指定児童発達支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 児童発達支援計画の作成

- (2) 基本事業

(ア) 日常生活支援

日常生活動作、食事、運動

(イ) 集団生活適応への支援

言語理解、コミュニケーション能力の獲得、対人関係の成立、感情・行動の統制、構音の改善等

(ウ) 創作的活動

絵画、工作、造形、音楽活動等

(エ) 家族支援

育児相談、就園・就学相談、家族向け学習会開催、他機関紹介等

(オ) 健康相談

健康チェック、発育・栄養・歯科相談等

(利用料等)

第10条 指定児童発達支援を提供した際には、原則として保護者から指定児童発達支援に係る利用者負担額の支払を受けることとなる。但し、就学前の障害児の発達支援の無償化により、利用する児童が満3歳になって初めての4月1日から3年間の利用者負担は無償となる。また無償化の対象となる前の年齢の児童が利用する場合は、利用児及びその保護者の属する世帯が市内に住所を有する場合については、市規定により可児市が負担する。そのため、利用者負担額については、センターが市町村または可児市より受領する（代理受領）ため、保護者から徴収しないものとする。

2 法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、保護者から法第21条の5第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を保護者に対して交付するものとする。

3 次に定める費用については保護者から徴収するものとする。

- (1) 食事指導負担金 1食につき270円（主食のみの場合は20円）

- (2) その他センターで実施する事業に要する経費であって保護者に負担させることが適當とみられる

ものの実費

- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った保護者に対し交付するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 保護者は、サービスの利用に当たっては、センターの利用方法等について、従業者の指示に従わなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、可児市の全域とする。但し、市長が必要と認めた場合はこの限りではない。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

- 第13条 現に指定児童発達支援の提供を行っているときに利用児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかにセンターが定める協力医療機関又は利用児の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 指定児童発達支援の提供により事故が発生したときは、直ちに関係する事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 4 指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第14条 センターは、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

- 第15条 提供した指定児童発達支援に関する利用児又は保護者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の21第1項の規定により岐阜県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくはセンターの設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用児又は保護者及びその家族からの苦情に関して市町村又は岐阜県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は岐阜県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第16条 センターは、その業務上知り得た利用児及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用児及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用児及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 センターは他の障害児通所支援事業者等に対して、利用児及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用児及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 センターは、利用児の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (4) 虐待を防止するための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という）の設置

(身体拘束の禁止)

第18条 センターは、利用児又は他の利用児の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わないものとする。

- 2 センターはやむを得ず、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 センターは、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 職員に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(その他運営に関する重要事項)

第19条 センターは、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 繼続研修 年5回程度
- 2 センターは、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 センターは、利用児に対する指定児童発達支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
この規程は、平成28年4月1日から施行する。
この規程は、平成28年10月1日から施行する。
この規程は、平成29年4月1日から施行する。
この規程は、平成30年4月1日から施行する。
この規程は、平成31年4月1日から施行する。
この規程は、令和元年10月1日から施行する。
この規程は、令和2年1月1日から施行する。
この規定は、令和2年4月1日から施行する。
この規定は、令和2年7月30日から施行する。
この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年6月24日から施行する。

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

この規定は、令和4年8月1日から施行する。